



佐賀県公報

平成16年
11月12日
(金曜日)
第 12532号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎建築士法施行細則の一部を改正する規則

(五九・建築住宅課) 一

告示

◎青少年に有害な図書等の指定

(六八四・子ども課) 一

◎漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生

(六八五・生産者支援課) 三

◎鳥獣保護区の設定の一部改正

(六八六・) 三

◎ "

(六八七・) 三

◎ "

(六八八・) 五

◎特別保護地区の指定

(六八九・) 五

◎銃猟禁止区域の設定の一部改正

(六九〇・) 七

◎銃猟禁止区域の指定

(六九一・) 七

公告

◎公共測量の実施

(土地対策課) 八

◎兵庫北土地区画整理事業の事業計画変更の認可

(まちづくり推進課) 八

◎開発行為に関する工事の完了

(農地整備課) 九

◎県営相知地区土地改良事業計画決定

(農地整備課) 九

◎土地改良事業の工事完了

(農地整備課) 九

選挙管理委員会事項

◎選挙管理委員会の招集

(告示・五五) 九

公布された規則のあらまし

○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (規則第五九号)
1 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者を決定したときは、その者の受験番号を公告することとした。(第一四条関係)
2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十九号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「氏名」を「受験番号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

◎佐賀県告示第六百八十四号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

種 類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑 誌	16-167	コミック ザ・ベストMAGAZINE vol.017 ザ・ベストマガジンスペシャル 11月号増刊	KKベストセ ラーズ	14078-11 ◎-2004-12/12	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、又は著 しく青少年 の粗暴性若 しくは残虐 性を誘発し、 若しくは助 長し、その 健全な育成 を阻害する おそれがあ る。
”	16-168	漫画 ばんがいち 12月号	(株)コアマガジ ン	18295-12	
”	16-169	激撮 本当にあったHな話 Vol. 4	(株)ぶんか社	18114-11 ◎-12/14	
”	16-170	若妻 [ヤンツマ] Vol.18 12月号	(株)バウハウス	08841-12	
”	16-171	ウオー・ウルフ・スペシャル マガジン・ウオー・ウルフ 11月号増刊 2004 Vol.001	(株)マガジン・ マガジン	08366-11 ◎12/12	
”	16-172	別冊 Yha! Hip&Lip 11月号増刊	ワニマガジン 社	08878-11 ◎2004-12/21	
”	16-173	ストリートナンパ Don't 12月号増刊	(株)サン出版	06778-12 ◎12/20	
”	16-174	月刊 メルフレ ボンバー NO-043 12月号	KKベストセ ラーズ	08513-12	
”	16-175	SP・EVO すっぴんえぼりゅーしょん 11月号	英知出版	05463-11	
”	16-176	JUNK NEWS MAGAZINE 別冊 ドント Vol.29 12月号	(株)マガジン・ マガジン	17907-12	
”	16-177	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.084 11月号	KKベストセ ラーズ	04039-11	
”	16-178	THE パワフル 別冊 GON!12/1 増刊 Vol.17	ミリオン出版 (株)	18186-12 ◎12/14	
”	16-179	PENT-JAPAN Special VOL.104 増刊pent・ジャパン11・15号	(株)ぶんか社	07934-11 ◎-12/15	
”	16-180	ザ・ベストMAGAZINE No.247 12月号	KKベストセ ラーズ	14003-12	

●佐賀県告示第六百八十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

加入区

大浦加入区

●佐賀県告示第六百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、九千部山鳥獣保護区の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定(昭和三十九年佐賀県告示第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

二及び三を次のように改める。

二 区 域

鳥栖市牛原町の市道井川口・天神松線と市道四阿屋線との交点を起点とし、起点から市道四阿屋線を西へ進み市道四阿屋・筑紫神社線に至り、同市道を北西へ進み市道若林本線に至り、同市道を北西へ進み東河内林道との交点に至り、同林道を北西へ進み佐賀県と福岡県の県境との交点に至り、同県境を北東へ進み鳥栖市と基山町の境界との交点に至り、同境界を南東へ進み九州電力送電線佐賀幹線との交点に至り、同送電線を南西へ進み県道三百二十九号九千部山公園線との交点に至り、同県道を南東へ進み河内防災ダムの東側に至り、同所から同ダム東側を南へ進みダム管理道路に至り、同管理道路を西へ進み市道川口・天神松線との交点に至り、同市道を

南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、市の鳥となっているメジロを始め、ウグイスやコゲラ、

ジョウビタキなど多種の鳥類が生息し、県東部地域の中心的鳥獣保護区

として野生鳥獣の保護に重要な役割を果たしていることから、今後とも

鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であるこ

との周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視

する等して鳥獣保護区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣

捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用によ

り被害防止に努める。

●佐賀県告示第六百八十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、作礼山鳥獣保護区及び黒髪山鳥獣保護区の区域を変更し、並びに同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定(昭和五十九年佐賀県告示第六百七十八号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

その(一)の二及び三を次のように改める。

二 区 域

東松浦郡厳木町の町道作礼山線と里道との交点を起点とし、起点から町道作礼山線を南西へ約九百メートル進み急カーブ（右回り）の突端に至り、同所から相知町と厳木町との境界にある相知町側の林道白木々場線の終点への見通し線に沿って同林道終点に至り、同林道を北西へ進み林道鶴々白木々場線に至り、同林道を北へ進み林道三方山線に至り、同林道を北へ進み町道長野・山瀬線との交点に至り、同町道を北へ進み伊岐佐ダム南側の町道辻山線との交点に至り、同所から同町道、町道白木・伊岐佐ダム線及び林道半田く伊岐佐線を経由して伊岐佐ダムの周辺を回り町道長野・山瀬線との交点に至り、同町道を北東へ進み国有林佐賀事業区百一十一林班と同百十五林班との林班界に至り、同林班界を南東へ進み同百九林班に至り、同林班り小班とり一小班との小班界及びぬ一小班とぬ二小班との小班界を進み同百七林班に至り、同林班に小班とに一小班との小班界を進み起点北側の里道に至り、同里道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

その(一)の三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県中央部に位置し、作礼山を中心とした森林地帯であり、天然林のシイ・カシが多く、松浦川支流の河川や池などがあつて地形に変化があるため、森林に生息する鳥類の生息適地として県内でも重要な場所であるため、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を

図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)の二及び三を次のように改める。

二 区 域

杵島郡山内町の町道宮野線と町道乳待坊線との交点から榎平谷に沿って四百メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から町道乳待坊線を南東へ進み町道宮野線に至り、同町道を南東へ進み町道黒髪山線との交点に至り、同町道を南へ進み養鶏場東側の道路に至り、同道路を南東へ進み町道水尾線に至り、同町道を南東へ進み県道二百五十七号梅野有田線に至り、同県道を南西へ進み有田町の泉山交差点に至り、同所から県道二百三十三号上有田停車場線を西へ進み県道二百八十一号大木有田線に至り、同県道を南西へ進み県道三百四十四号伊万里有田線に至り、同県道を北西へ進み県道二百八十一号大木有田線に至り、同県道を北へ進み西有田町広瀬山の林道竜門線に至り、同林道を北へ進み鍋島藩牧場跡に至り、同所から北へ進み越ノ峠の山道に至り、同山道を東へ進み林道腰岳青螺山線に至り、同林道を東へ進み終点の伊万里市岩谷に至り、同所から南へ進み伊万里市と山内町の境界との交点に至り、同境界を西へ進み立古場山山頂へ至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

その(二)の三の次に次の一項を加える。
四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、県南西部に位置し、黒髪山や青螺山を中心とした森林地帯で、植物の植生が豊富で、人工林のほか、シイやカシなどの広葉樹やアカマツなどの針葉樹の天然林が多く残っており、黒髪山の天童岩や雄岩雌岩などの岩場、ダムや峡谷の水辺があつて野生鳥獣の生息に適しているため、今後とも鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

●佐賀県告示第六百八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、多良岳鳥獣保護区の区域を変更し、及び同条第七項の規定により存続期間を更新したので、鳥獣保護区の設定（昭和五十九年佐賀県告示第七百九号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

二及び三を次のように改める。

二 区域

藤津郡太良町の広域基幹林道多良岳横断線と佐賀県と長崎県の県境との交点を起点とし、同県境を西へ進み金泉寺、経ヶ岳を経て鹿島市の国有林佐賀東部流域七十二林班の林班界に至り、同林班界を谷沿いに北東へ進み本城片木山（本城側）林道との交点に至り、同林道を北西へ進み国道四百四十四号との交点に至り、同国道を北へ進み広域基幹林道多良岳横断線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

三の次に次の一項を加える。

四 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、佐賀県と長崎県の県境に連なる多良山系の南面に位置し、県有数の高山地帯であり、植生が豊かで鳥獣の生息数も多いことから、今後とも鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 鳥獣保護区の管理方針

区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

●佐賀県告示第六百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古川 康

その(一)

一名 称

黒髪山特別保護地区

二 区 域

杵島郡山内町の町道宮野線と町道乳待坊線との交点から檜平谷に沿って四百メートル上流へ遡った地点にある砂防壁の南端を起点とし、起点から町道乳待坊線を南へ進み大字宮野字古場一八八三番二地先に至り、同所と雌岩南端とを直線で結ぶ線に沿って雌岩南端に至り、同所と黒髪山山頂とを直線で結ぶ線に沿って黒髪山山頂に至り、同所から有田町と山内町との境界を北西へ進み西有田町と山内町の境界との交点に至り、同境界を北へ進み伊万里市と山内町の境界との交点に至り、同境界を北東へ進み立古場山山頂に至り、同山頂から支尾根筋を南東へ進み砂防壁の真北に至り、同所から南へ進み砂防壁北端を経て起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、黒髪山鳥獣保護区の中西部にあって、黒髪山や青螺山の岩場に囲まれ、シイ、カシ、アカマツなどの天然林が多く、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているハヤブサの生息が確認されるなど野生鳥獣の生息区域として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

その(二)

一名 称

多良岳特別保護地区

二 区 域

多良岳県自然環境保全地域の区域（藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七番一及び八三七八番並びに大字多良字経ヶ嶽八三七九番一の一部、八三七九番一八の一部及び八三七九番三六）

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

当該地域は、多良岳鳥獣保護区の南西にあって、自然性、希少性の高い天然林が存在し、県レッドデータブック絶滅危惧Ⅰ類種に指定されているオオアカゲラやヤマネのほか複数の県内希少鳥獣の生息が確認されるなど、野生鳥獣の生息地として特に重要であることから、特別保護地区に指定し、野生鳥獣の保護繁殖を図る。

ハ 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時特別保護地区内

を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

●佐賀県告示第六百九十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、伊万里銃猟禁止区域の区域及び存続期間を変更したので、銃猟禁止区域の設定（昭和六十年佐賀県告示第七百四十号）の一部を次のとおり改正する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古 川 康

その(二)の二中「伊万里市東山代町の市道大里・日尾線と市道日尾三号線との交点を起点とし、同所から対岸の市道脇田・筑港線の急カーブ地点を直線で結んだ線を経て同市道に至り、同市道を北へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を東へ進み」を「伊万里市山代町楠久の国道二百四号と県道五号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・筑港線と市道脇田・筑港線との交点とを直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・筑港線を東へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を南東へ進み」に、「同国道を北へ進み市道大里・日尾線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る」を「同国道を北へ進み起点に至る」に改める。

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十四年十月三十一日まで

●佐賀県告示第六百九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第

三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定する。

平成十六年十一月十二日

佐賀県知事 古 川 康

その(一)

一名 称

伊万里団地銃猟禁止区域

二 区 域

伊万里市山代町の伊万里団地全域及び伊万里団地南東の祇園大橋と伊万里団地護岸の交点を起点とし、起点から久原線臨港道路を南へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を北西へ進み市道四軒屋・福川内・鳴石線との交点に至り、同市道を北へ進み伊万里団地南側の護岸に至り、同護岸を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

その(二)

一名 称

吉野ヶ里銃猟禁止区域

二 区 域

神埼郡東脊振村大字大曲の村道永田ヶ里志波屋線と国道三百八十五号との交点を起点とし、同国道を南へ進みJ R長崎本線との交点に至り、同J R線を西へ進み三本松川との交点に至り、同川を北へ進み天神橋との交点に至り、同地点を東へ進み神埼町と東脊振村の境界線との交点に至り、同境界線を北へ進み村道永田ヶ里志波屋線との交点に至り、同村道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

その(三)

一名 称

塩屋地区銃猟禁止区域

二区 域

伊万里市黒川町黒塩の国道二百四号と二級河川拝川の左岸との交点を起点とし、起点と起点北西の同市同町塩屋字七ツ島五番一〇地先海岸とを直線で結んだ線に沿って進み同海岸に至り、同海岸の水際線を東へ進み市道塩田一号線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道早里・椿原・七ツ島線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道小黒川二号線との交点に至り、同市道を南西へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年十一月十二日から平成二十六年十月三十一日まで

その(四)

一名 称

福田地区銃猟禁止区域

二区 域

伊万里市黒川町福田の福田臨港道路と市道福田六号線との交点を起点とし、同臨港道路を北西へ六十メートル進み伊万里ファミリパーク侵入路との交点に至り、同侵入路を南西へ二百八十メートル進み字米島一一〇番四に至り、同所から海岸線を北へ二百二十メートル進み海岸線北端に至り、同所と同所真北の字道切一番二地先の福田臨港道路とを直線で結んだ線に沿って進み同臨港道路に至り、同臨港道路を東へ進み市道福田・煤屋線との交点に至り、同地点から農地と山林の境界を東へ進み市道福田一号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道福六号線との交点に至り、同市道を南へ進み福田四号線との交点に至り、同市道を南へ三十三メートル進み用水路との交点に至り、同用水路を西へ進み市道福田六号線との交点に至り、同市道を南へ進み起点に至る線で囲まれた区域

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成16年11月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 公共測量(道路台帳附図作成)

2 作業期間 平成16年9月11日から平成17年2月28日まで

3 作業地域 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、佐賀郡

諸富町、神埼郡神埼町及び三田川町、三養基郡基山町、中原町及び北茂安町、小城郡小城町、三日月町及び牛津町、東松浦郡蔵木町、相知町及び北波多村、西松浦郡有田町及び西有田町、杵島郡山内町、北方町、大町町及び江北町並びに藤津郡塩田町及び嬉野町

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成16年11月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 組合の名称 兵庫北土地区画整理組合

2 事務所所在地

佐賀市兵庫町大字藤木15番地 1

3 設立認可年月日

<p>平成10年10月16日</p> <p>4 事業施行期間 平成10年10月16日から平成25年3月31日まで</p> <p>5 施行地区</p> <p>(1) 佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字箱ノ内、字西中野の全部並びに字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才藏、字福伝寺の各一部</p> <p>(2) 佐賀市兵庫町大字洲字三本松及び字四本松の各一部</p> <p>(3) 佐賀市兵庫町大字西洲字二本柳、字三本柳及び字四本柳の各一部</p> <p>6 変更認可の年月日 平成16年11月12日</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年11月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 佐賀郡川副町大字小々森字道免122番1、122番11、122番20、122番30から122番33まで及びび122番36から122番43まで並びに字三本谷122番34、122番45、123番9、123番15及びび123番16</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 佐賀県神埼郡三田川町大字吉田1428番地 馬場郁俊</p>	<p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備(ほ場整備)相知地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年11月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業(中山間地域総合整備(ほ場整備)相知地区の計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年11月15日から平成16年12月13日まで</p> <p>3 縦覧の場所 相知町役場</p> <p>大和町長 原口義春から土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、大和町営土地改良事業(新山村振興等農林漁業特別対策区画整理)松梅地区の工事が平成14年3月27日完了した旨届出があった。</p> <p>平成16年11月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>○ 開発区域調整委員会</p> <p>● 佐賀県開発区域調整委員会 松田十田 氏 開発区域調整委員会を次のとおり招集する。</p> <p>平成十六年十一月十一日</p> <p>佐賀県開発区域調整委員会 委員長 松 尾 紀 男</p>
---	--

一 日時 平成十六年十一月十五日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

- (一) 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告の要旨の公表について
- (二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)